

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を
実施するための多数国間条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が行う留保及び選択	二
6	他の国際約束との関係	三
二	条約の内容	四
1	条約の適用範囲	四
2	用語の解釈	四
3	課税上存在しない団体	四
4	双方居住者に該当する団体	五
5	二重課税の除去のための方法の適用	五
6	対象租税協定の目的	五
7	条約の濫用の防止	五
8	配当を移転する取引	五
9	主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益	五
10	当事国以外の国又は地域の内存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則	六
11	自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用	六

12	問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避	六
13	特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避	六
14	契約の分割	六
15	企業と密接に関連する者の定義	六
16	相互協議手続	七
17	対応的調整	七
18	第六部の規定の適用の選択	七
19	義務的かつ拘束力を有する仲裁	七
20	仲裁のための委員会の構成員の任命	七
21	仲裁手続の秘密	七
22	仲裁決定に先立つ事案の解決	七
23	仲裁手続の種類	七
24	異なる解決についての合意	八
25	仲裁手続の費用	八
26	第六部の規定の適用対象	八
27	署名及び批准、受諾又は承認	八
28	留保	八
29	通告	八
30	対象租税協定の修正後の改正	八
31	締約国会議	八
32	解釈及び実施	八

33	改正	九
34	効力発生	九
35	適用の開始	九
36	第六部の規定の適用の開始	九
37	脱退	九
38	議定書との関係	九
39	寄託者	九
三	条約の実施のための国内措置	九
(参 考)		一〇

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 経済のグローバル化に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、かつ、企業及び個人の海外取引及び海外資産の運用形態等が複雑化し、及び多様化している中、近年、OECD及びG20における国際的な脱税及び租税回避行為に対処するための国際協力の機運が一層高まってきている。

(2) 多国籍企業及び富裕層による課税逃れが横行することは、課税の公平性の観点から大きな問題となっており、我が国としても、これまでOECD及びG20が推進してきたBEPS（税源浸食及び利益移転）プロジェクト等、国際的な脱税及び租税回避行為への対応に各国とも連携しつつ取り組んでいる。平成二十七年（二十十五年）十月に取りまとめられたBEPSプロジェクトの最終報告書では、多国籍企業等による国際的な租税回避行為に対応するための様々な措置を勧告している。

(3) 勧告の一つとして、二国間の租税条約を一举に修正することによってBEPS防止措置のうち租税条約に関連するものを効率的に二国間の租税条約に反映させるための多数国間条約の策定が勧告され、平成二十七年（二十十五年）十一月から、OECD及びG20によってその設置が承認されたこの条約の策定のための特別部会において交渉が進められてきた。我が国も積極的に当該特別部会における交渉に参加してきたところ、平成二十八年（二十十六年）十一月にこの条約が採択された。

(4) この条約は、平成二十八年（二十十六年）十二月末に署名のために開放されており、平成三十年二月一日までに七十六箇国（地域を含む。以下同じ。）がこの条約に署名した。我が国は、平成二十九年（二十十七年）六月七日にパリにおいて、蘭浦外務副大臣がこの条約に署名した。

2 条約締結の意義

この条約は、国際的な租税回避行為に対処するための租税条約関連措置を迅速に、協調して、及び一致して実施するための法的な枠組みについて定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、国際的な租税回避行為に更に効果的に対処するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 租税条約の特典（投資所得に対する源泉地国における課税の減免規定等）の濫用の防止規定を設けること。
- (2) 進出先国における事業拠点が恒久的施設と認定されることを人為的に回避するという租税回避行為に有効に対処するための規定を設けること。

- (3) 租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続をより実効的なものとする。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国が国際的な租税回避行為に更に効果的に対処する観点から、この条約を早期に締結することが望ましい。

5 我が国が行う留保及び選択

我が国は、この条約の締結に当たり、この条約の規定に従って次の内容の留保及び選択を行う予定である。

- (1) 課税上存在しない団体に関する二重課税の除去の規定の取扱いに関する規定（第三条 2）を適用しない（第三条 5 (f)）。
- (2) 双方居住者に該当する団体の取扱いに関する規定の一部（第四条 1 第二文括弧書）を適用しない（第四条 3 (e)）。
- (3) この条約の適用対象となる租税条約（以下「対象租税協定」という。）の前文に、経済関係の発展を図ること及び租税関連の協力を強化することを希望する旨の文言を追加する（第六条 3）。
- (4) 非課税又は租税の軽減の機会を生じさせない意図を既に規定する対象租税協定について、同旨の前文の文言を追加する規定（第六条 1）を適用しない（第六条 4）。
- (5) 配当を移転する取引に対する課税の減免の適用の制限に関する規定（第八条 1）を適用しない（第八条 3 (a)）。
- (6) 不動産化体株式の譲渡に関する規定（第九条 4）を適用する（第九条 3）。
- (7) 自国の居住者に対する課税権の制限に関する規定（第十一条 1）を適用しない（第十一条 3 (a)）。
- (8) いかなる活動も、その活動が準備的・補助的活動である場合に限り恒久的施設に当たらない旨の規定（第十三条 2）を適用する（第十三条 1）。
- (9) 建築工事現場等に関する契約の分割による恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定（第十四条 1）を適用しない（第十四

条3(a)。

(10) 仲裁条項（第六部）を適用する（第十八条）。

(11) 判決等があった事案は仲裁に付託されないこと等を規定する規則を適用する（第十九条12）。

(12) 仲裁のための委員会が権限のある当局から提出される情報に基づき仲裁に付された事項を決定する仲裁手続を適用する（第二十三条2）。

(13) 義務的かつ拘束力を有する仲裁を既に規定する対象租税協定について、仲裁条項を適用しない（第二十六条4）。

(14) 個人以外の双方居住者をいずれかの当事国の居住者に振り分ける事案を仲裁の対象から除外するほか、各国が付する仲裁対象事案の制限（相手国の国内法に規定する濫用防止規定が適用される事案については仲裁対象としない等）に関する留保につき、相手国の留保と同じ範囲で仲裁の対象から除外する（第二十八条2）。

6 他の国際約束との関係

我が国が締結している二国間の所得に対する租税に関する二重課税を回避するための条約（以下「二国間の租税条約」という。）であって対象租税協定となるものの規定に代えて、又は加えて、この条約の規定を適用することを通じて二国間の租税条約の適用関係が一部修正される。なお、我が国は、原則として、相手国との間でこの条約の適用対象とすることについて認識の一致をみた二国間の租税条約を対象租税協定とすることを予定している。ただし、我が国がBEP Sプロジェクトの最終報告書の勧告内容を踏まえて締結した又は今後締結する二国間の租税条約であって、既にこの条約に含まれるBEP S防止措置が反映されていると考えられるもの（平成三十年二月一日現在、国会承認済みの二国間の租税条約として、オーストラリア、ベルギー、チリ、ラトビア及びスロベニア、署名済みの二国間の租税条約として、デンマーク、エストニア、アイスランド、リトアニア及びロシア）については、対象租税協定としない予定である。

具体的には、我が国が締結している二国間の租税条約であって次の国との間において適用されているものうち、相手国との間でこの条約の適用対象とすることについて認識の一致をみたものを対象租税協定とする予定である。

アルメニア、オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、カナダ、

中華人民共和国、チェコ、エジプト、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、大韓民国、クウェート、キルギス、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、モルドバ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、南アフリカ共和国、スペイン（注）、スリランカ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、トルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウズベキスタン、ベトナム、ザンビア

注 平成三十年二月一日現在改正のための交渉中であり、交渉の結果この条約に含まれるBEP S防止措置が反映される場合には、対象租税協定としない予定である。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十九箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約の適用範囲（第一条）

この条約は、第二条に規定する全ての対象租税協定を修正する。

2 用語の解釈（第二条）

この条約上の用語（「対象租税協定」、「締約国」、「当事国」及び「署名国」）について定義している。また、この条約に定義のない用語の意義については、関連する対象租税協定に従って解釈する。

3 課税上存在しない団体（第三条）

(1) いずれかの当事国の租税に関する法令の下において課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによつて又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一定の要件を満たす場合には、一方の当事国の居住者の所得とみなす旨の規定を対象租税協定について適用する。

(2) 一方の当事国における当該一方の当事国の居住者に関する二重課税の除去の規定は、一定の要件を満たす場合には、適用しない旨の規定を対象租税協定について適用する。

4 双方居住者に該当する団体（第四条）

対象租税協定の規定によって二以上の当事国の居住者に該当する者（双方居住者）で個人以外のものの振分けに関する規定を当該対象租税協定について適用する。

5 二重課税の除去のための方法の適用（第五条）

対象租税協定の各当事国の居住者に適用される二重課税の除去の規定の適用を制限する規定を当該対象租税協定について適用することを選択することができる。

6 対象租税協定の目的（第六条）

(1) 租税条約は脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去することを意図して締結される旨を対象租税協定の前文に追加する。

(2) 租税条約は経済関係の発展を図ること及び租税関連の協力を強化することを希望して締結される旨を対象租税協定の前文に追加することを選択することができる。

7 条約の濫用の防止（第七条）

(1) 取引等の主要な目的が対象租税協定の特典を受けることである場合には当該対象租税協定の特典は与えられない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。

(2) 特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する旨の規定を対象租税協定について適用することを選択することができる。

8 配当を移転する取引（第八条）

配当について源泉地国において租税を免除し、又は限度税率を設けることを規定する対象租税協定の規定は、配当の受益者が当該配当を支払う法人の資本等を一定期間所有する場合等に関し適用する旨の規定を当該対象租税協定について適用する。

9 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益（第九条）

(1) 不動産化体株式の譲渡によって取得する収益に対して不動産が所在する当事国において課税することができることを規定する対

象租税協定の規定は譲渡前の一定期間内にその株式又は持分の価値の一定割合を超えるものが不動産から構成される場合に適用される旨の規定、及び当該対象租税協定の規定は組合等の持分についても適用される旨の規定を当該対象租税協定について適用する。

(2) 対象租税協定について、不動産化体株式の譲渡収益に関する規定を適用することを選択することができる。

10 当事国以外の国又は地域の内存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則（第十条）

第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について、当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合には、源泉地国において対象租税協定の特典は与えられない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。

11 自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用（第十一条）

対象租税協定は自国の居住者に対する締約国の課税に影響を及ぼすものではない旨の規定を当該対象租税協定について適用する。

12 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（第十二条）

契約の締結に関する一定の代理人を有する場合には、その代理人の存在をもって恒久的施設を有するものとする旨の規定を対象租税協定について適用する。

13 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（第十三条）

(1) 事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動に関する規定を対象租税協定について適用する。

(2) 関連者間で細分化された事業活動はそれらを組み合わせて恒久的施設を認定する旨の規定を対象租税協定について適用する。

14 契約の分割（第十四条）

建築工事現場等が恒久的施設となるか否かを決定するための期間について、関連者が当該建築工事現場等に関連して行う活動の期間を合算する旨の規定を対象租税協定について適用する。

15 企業と密接に関連する者の定義（第十五条）

第十二条、第十三条又は第十四条の規定によって修正された対象租税協定に規定する関連者の定義規定を当該対象租税協定について

て適用する。

16 相互協議手続（第十六条）

対象租税協定の規定に適合しない課税について権限のある当局に対して申立てをすることができる旨及び権限のある当局が相手国の権限のある当局との合意によって事案を解決するよう努める旨の規定を当該対象租税協定について適用する。

17 対応的調整（第十七条）

一方の当事国が行った移転価格課税に関して、他方の当事国が自国の企業に対する課税について減額更正を行う旨の規定を対象租税協定について適用する。

18 第六部の規定の適用の選択（第十八条）

第六部に規定する仲裁を対象租税協定について適用することを選択することができる。

19 義務的かつ拘束力を有する仲裁（第十九条）

相互協議手続の申立てがされた事案について、一定の期間内に権限のある当局間の協議によって解決のための合意に達することができない事項については仲裁決定に基づいて解決すること並びに仲裁に係る要件及び手続等について規定している。

20 仲裁のための委員会の構成員の任命（第二十条）

仲裁のための委員会の構成員の任命に関する手続について規定している。

21 仲裁手続の秘密（第二十一条）

仲裁のための委員会の構成員等は、対象租税協定の情報交換規定等における情報の開示を受ける者又は当局とみなし、また、仲裁のための委員会の構成員等が受領する情報は、対象租税協定の情報交換規定に基づいて交換された情報とみなす。

22 仲裁決定に先立つ事案の解決（第二十二条）

仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に相互協議手続及び仲裁手続が終了する場合について規定している。

23 仲裁手続の種類（第二十三条）

事案が仲裁に付託されてから仲裁決定が行われるまでの手続について規定している。

24 異なる解決についての合意（第二十四条）

対象租税協定の両当事国の権限のある当局が仲裁決定の通知後一定の期間内に当該仲裁決定と異なる解決について合意する場合には、当該仲裁決定は、両当事国を拘束しない。

25 仲裁手続の費用（第二十五条）

仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両当事国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両当事国の権限のある当局が合意によって定める方法によって両当事国が負担する。

26 第六部の規定の適用対象（第二十六条）

第六部の規定は、仲裁を規定する対象租税協定の規定に代えて、又は仲裁を規定していない対象租税協定について適用する。

27 署名及び批准、受諾又は承認（第二十七条）

この条約は、二千十六年十二月三十一日から全ての国又は一定の地域による署名のために開放しておく。

28 留保（第二十八条）

この条約には、この条約の規定によって明示的に認められている場合を除くほか、いかなる留保も付することができない。また、留保については、署名の時又は批准書等の寄託の時に付する。

29 通告（第二十九条）

第二条から第三十五条までの規定に基づく通告は、署名の時又は批准書等の寄託の時に行う。

30 対象租税協定の修正後の改正（第三十条）

この条約の規定は、この条約による修正後に対象租税協定の当事国間で行われる改正に影響を及ぼすものではない。

31 締約国会議（第三十一条）

締約国は、締約国会議を開催することができる。

32 解釈及び実施（第三十二条）

この条約によつて修正された対象租税協定の規定の解釈又は実施に関して生ずる問題は、当該対象租税協定の規定に従つて解決される。

33 改正（第三十三条）

締約国は、寄託者に改正案を提出することによつてこの条約の改正を提案することができる。

34 効力発生（第三十四条）

この条約の効力発生について規定している。

35 適用の開始（第三十五条）

この条約が対象租税協定の各当事国において適用される時期について規定している。

36 第六部の規定の適用の開始（第三十六条）

第六部の規定が対象租税協定の各当事国について適用される時期について規定している。

37 脱退（第三十七条）

いずれの締約国も、寄託者に通告することによつていつでもこの条約から脱退することができる。

38 議定書との関係（第三十八条）

この条約は、議定書によつて補足することができる。

39 寄託者（第三十九条）

この条約及び第三十八条に規定する議定書の寄託者は、経済協力開発機構事務総長とする。また、寄託者は、締約国等に対して、批准書等の寄託、留保及び選択の通告等について通報する。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 採択 平成二十八年十一月二十四日 パリにおいて採択

2 効力発生 平成三十年二月一日現在 未発効(五番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に開始する三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。)

3 署名国 平成三十年二月一日現在 七十六箇国

アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エジプト、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ガーンジー(*)、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ジャージー(*)、大韓民国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、マン島(*)、モリシヤス、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、英国、ウルグアイ

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 平成三十年二月一日現在 四箇国

オーストリア、ジャージー(*)、マン島(*)、ポーランド

(*) 我が国は、国家として承認していない。